

サブリース建物取扱主任者 認定講習修了者の皆様

特定非営利活動法人 日本住宅性能検査協会

サブリース建物取扱主任者登録のご案内

この度は、サブリース建物取扱主任者認定講習をご受講いただきありがとうございます。本講習の修了が確認できた皆様に、サブリース建物取扱主任者登録の手続についてご案内申し上げます。

一 サブリース建物取扱主任者登録について

サブリース建物取扱主任者認定講習を修了された方は、登録を受けることで、日本住宅性能検査協会においてサブリース建物取扱主任者と認定され、資格者証（IDカード）が発行されます。

登録には、登録料 10,800 円（税込み）が必要となります。有効期間は 2 年間であり、以降は 2 年毎に更新が必要となります（ ）。

（ ）更新に際しましては、更新のための講習を受講していただくことを予定しております。更新のための講習費用は登録料の中に含まれており、別途費用がかかることはありません。

二 サブリース建物取扱主任者行動準則について

サブリース建物取扱主任者の登録の際には、サブリース建物取扱主任者行動準則を承諾していただく必要があります。

日本住宅性能検査協会は、サブリース建物取扱主任者の行動準則として「サブリース建物取扱主任者行動規範」を制定しました。これによって「公平・公正な社会の実現」の理念に則った、企業倫理と法令遵守に根ざした活動の展開を行います。

「サブリース建物取扱主任者行動規範」

サブリース建物取扱主任者は、その活動にあたり、次の行動規範を遵守します。

- 一．社会の信頼を得るために、誠実に行動します。
- 一．活動に際しては、関連する諸法令を遵守します。
- 一．サブリース建物取扱主任者に対する社会的信頼を得られるように努めます。
- 一．社会により一層貢献できるよう、知識と技能の向上に努めます。
- 一．職務上知り得た秘密を、正当な理由がない限り第三者に漏らしません。

サブリース建物取扱主任者の登録を受けた者が、サブリース建物取扱いに関する業務において上記の行動準則に反し、法令違背、その他著しい不行跡があったと認められた場合には、協会の判断において登録を取り消す場合がございます。

三 登録手続について

(1) 登録申込書の提出

- ・ 同封の登録申込書に、必要事項を漏れなく記入してください。
- ・ 記入の際には、黒又は青のボールペンをご使用ください。

(2) 登録申込書の顔写真について

認定証(カード)に使用いたしますので、鮮明なものをご用意ください。

- ・ サイズは、パスポート用と同じ、縦4.5cm×横3.5cm(顔の大きさは縦2.5cm以上)のもので、申込提出前、6ヶ月以内に撮影(カラー撮影)したものであること。
- ・ 無帽、正面、上半身、無背景であること。
- ・ 写真裏面に名前、生年月日をご記入ください。

(3) 登録料のお振込み

- ・ 金融機関にて、下記の口座まで登録料(10,800円)をお振込みください。
- ・ お振込みに要する手数料は、ご負担下さい。
- ・ 登録料は申込者の都合により取り消した場合でも払い戻しいたしません。

【登録料振込み用口座】

ジャパンネット銀行 すずめ支店 (普) 1334276

(口座名義:『特定非営利活動法人 日本住宅性能検査協会』)

トクヒ)ニホンジュウタクセイノウケンサキョウカイ

- ・ 振込みの際に金融機関より発行される、振込明細書、その他振込の記録となるものを、登録申込書に同封してください(コピー可)。また、インターネットバンキングをご利用された場合は、振込人名義・金額がわかるもののコピーを同封してください。

(4) 登録申請受付期間について

登録申請に必要な書類一式を申込用封筒に入れ、郵便局(日本郵便株式会社)の窓口から簡易書留郵便として郵送してください。2名以上一括して法人名義等により登録料の振込みをした場合は、登録申込書等を1つの封筒に入れ一括送付してください。手続き完了者へは、登録申込書の受領後3週間程度で認定証(カード)を発送いたします。

<お問い合わせ>

特定非営利活動法人 日本住宅性能検査協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-11-5 日本橋吉泉ビル2F

Tel: 03-5847-8235 (平日 10:00~17:00 土日祝はお休み)

Mail: info@jro-sublease.jp